

一般社団法人 日本専門医機構
第 9 回 理 事 会 議 事 錄

1. 開催日時	平成 29 年 1 月 13 日 (金) 16 時 00 分～18 時 00 分					
1. 開催場所	東京国際フォーラム会議室 G602					
1. 現在理事数	25 名					
出席理事数	21 名					
理 事 長	吉村 博邦					
副理事長	松原 謙二	山下 英俊				
理 事	市川 智彦	岩本 幸英	遠藤 久夫	神野 正博	神庭 重信	
	北川 昌伸	木村 壮介	桐野 高明	國士 典宏	小林誠一郎	
	寺野 彰	豊田 郁子	羽鳥 裕	邊見 公雄	本田 浩	
	森 隆夫	柳田 素子	渡辺 育			
	(五十音順)					
1. 現在監事数	3 名					
出席監事数	1 名					
	今村 聰					
1. 陪 席 者 数	7 名					
	椎葉 茂樹、櫻本 恭司 (厚生労働省)					
	宮崎 伸一 (兵庫県庁)					
	天瀬 文彦、新井 朋博 (日本医師会)					
	前田 雅晴 (全国自治体病院協議会)					
	倉本 秋 (総合診療専門医ワーキンググループ委員会)					
1. 事 務 局	事務局長代行 栄田 浩二 他					
欠席理事数	4 名					
理 事	井戸 敏三	稻垣 賢也	南学 正臣	花井 十伍		
欠席監事数	2 名					
監 事	寺本 民生	山口 徹				

議事次第

I. 第 8 回理事会 (12 月 9 日開催) 議事録 (未定稿) の確認

II. 協議事項

1. 専門医制度新整備指針 運用細則および補足説明について
2. 専門医認定・更新部門委員会と基本領域専門医委員会との合同委員会審議
3. 財務について
4. 総合診療専門医について
5. その他

III. 報告事項

1. その他

IV. その他

16時00分、定刻に至り、理事長より挨拶の後、出席理事数及び委任状の確認があり本理事会の成立を宣言し議事を開始した。

I. 第8回理事会（12月9日開催）議事録（未定稿）の確認

12月9日（金）に開催された第8回理事会の未定稿の議事録（案）が提出された。また参考資料として、監事承認済みの第7回理事会の議事録もあわせて提出された。

II. 協議事項

1. 専門医制度新整備指針 運用細則および補足説明について

吉村理事長より、運営委員会で運用細則の原案について議論し、基本問題検討委員会においても審議を行った結果等について資料をもとに説明が行われ、以下のとおり議論が行われた。（説明資料 後掲資料1参照）

- ・ サブスペシャルティ学会専門医の在り方について基本方針が資料により示され、大枠承認された。
- ・ 基本領域とサブスペシャルティ領域の専門医の名称（呼称）は、国民から見て分かりやすいことを前提に、今後基本領域学会に意見を聴取することが了承された。
- ・ まずは認定された17サブスペシャルティ領域（内科13、外科4）および基本領域が基盤となるサブスペシャルティ領域から制度設計を行っていく。
- ・ 認定された17サブスペシャルティ領域については、認定料を徴収したのち認定証を発行することとし、基本18領域は現在社員であり会費をいただいているので認定料は徴収せず、認定証のみ発行する。残りの12サブスペシャルティ領域の更新等については今後も引き続き議論する。
- ・ 専門医制度新制度指針で基幹施設の認定基準を『大学病院以外の医療機関も認定される水準とするが、対象とする領域は、領域の規模・特性を踏まえることとし、運用細則で別途定める。』となっており、過去の専攻医採用実績数が350名以上の基本領域については、原則として都道府県ごとに複数の基幹施設を置く基準とする。なお、地域の実情に合わせて機構と各基本領域学会が協議して運用することとし、今後、機構は領域学会と専攻医の実績などのデータを基に協議する。
- ・ 都市部への医師偏在助長回避策として、厚生労働省医道審議会医師分科会医師臨床研修部会における統計の大都市圏としている6都府県（東京・神奈川・愛知・京都・大阪・福岡）を「都市部」と定義し、6都府県の各基本領域学会専攻医総数の上限が各基本領域の過去3年間の専攻医（後期研修医）採用実績の平均値を超えないものとするが、医師数の減少している外科、産婦人科、病理、臨床検査の4領域を除くこととする提案がなされた。シーリングを設けるという前述の案について、連携施設が複数の県にまたがっている場合もあることから、数年は新制度への移行期間として基準を緩和し、専攻医の実質的な分布状況から年次で見直しを行うことや、専攻医の募集人数が基準を超えた場合は、調査して確認するなど2段階制にしてはどうかとする意見が出された。
- ・ 地域医療を維持するために必要な施設で、常勤の指導医を置くことが困難な場合は、基幹施設

の承認のもと医療の質を落とさない研修環境を整えることを担保したうえで、「関連施設」等の連携施設に準ずる枠組みを考慮し、基幹施設の責任において配慮することが出来る。連携施設等の変更については、基幹施設を通じて、新規追加、削除を基本領域学会に申請することが出来るとし、承認された。

- ・ 基本領域におけるダブルボードの運用については、基本領域学会専門医取得のための研修を臨床研修終了後ただちに開始する場合には、研修プログラム制による研修を原則とするが、基本領域学会専門医取得後に別の基本領域学会専門医を取得する場合は、研修プログラム制、研修カリキュラム制のいずれでも選択できるものとする。基本領域専門医を取得した後に、異なる領域の専門医研修において、当該基本領域専門医研修において経験した症例、研修などを認めることは可能である。
- ・ 新整備指針は、基本的に 5 年に一度程度の定期的な見直しを運営委員会で発議し、基本問題検討委員会で検討のうえ、理事会で承認をうけ社員総会で意見を聞くものとする。上記以外で、改訂要望がある場合には、運営委員会で検討のうえ必要に応じて基本問題検討委員会で検討する。委員会で改訂が妥当とされた場合、理事会で承認をうけるものとし、社員総会での意見を聞くものとする。
- ・ サイトビジットについては、基本領域学会が基幹施設のサイトビジットを適宜行い、その結果を記録として保存し、機構の要請に応じて提出することとする。原則、全ての研修施設にサイトビジットを行っていただくことが望ましいが、研修施設の多い領域は困難であるという意見が出されたため、病院間での相互チェックも可能とすることとした。相互チェックの場合、点検評価が緩くなる可能性があることが指摘され、サイトビジットの点検項目基準を設けるよう要望が上がった。
- ・ 都道府県協議会との協議、自己学習および、指導医 1 名に対する専攻医登録数、専門研修実績記録システムの整備については、案の通り了承され、研修プログラムの認定後の変更、認定辞退については研修プログラム施設認定・評価委員会において、手順を定め、理事会の承認を得ることとした。

本日の協議結果をもとに運用細則を次回理事会に諮ることとされた。

2. 専門医認定・更新部門委員会と基本領域専門医委員会との合同委員会審議

寺野理事より、日本産科婦人科学会での一次審査に合格した機構認定専門医希望者について、審査結果報告書をもとに二次審査を行い、合同委員会で承認されたことが報告され、理事会でも異議無く承認された。

学会認定専門医から機構認定専門医への更新について、制度が 1 年遅れたことにより、領域によって対応が異なることから、機構認定専門医としての更新基準を満たさなかった場合も機構認定の専門医として認めるることはできないかという提案や、また、専門医の更新基準が厳しすぎるのでないかという意見が出された。寺野理事より、事情を勘案し、機構認定専門医への移行期の緩和措置として、状況の異なる学会間で不公平の無い様に何らかの対策を講じることを専門医認定・更新部門委員会で今後検討するとの発言があった。

3. 財務について

吉村理事長より、資料に基づき各基本領域学会の機構専門医の更新状況が提示され、現在更新が行われているのは7基本領域のみであり、11基本領域については2023年までに機構専門医更新開始予定となっていることが報告された。松原副理事長より、各学会に専門医の更新をお願いとともに、来年度の予算計画をたてるにあたり、今後財務委員会で安定的な収入の確保について検討していきたいとの発言があった。

4. 総合診療専門医について

松原副理事長より、これまで総合診療専門医に関する委員会、総合診療専門医ワーキンググループにて協議を行ってきたが、意見の一致が見られず、現総合診療専門医の研修プログラムでは、基盤とする領域の研修期間の短さや専門医の質が担保されないことを懸念していることが報告された。松原副理事長の私案として、3年間の研修内容を1年目は内科、外科、小児科の選択制、2年目を救急、3年目は内科を各領域学会の指導医のもとで十分研修し、専門医としての質の担保を計ってはどうか、また、3年の研修後にサブスペシャルティ領域として、プライマリ・ケア総合診療専門医、家庭医総合診療専門医、病院総合診療専門医を選択できるような仕組みとすることを、基本問題検討委員会に提案したことが報告され、同委員会では総合診療専門医のあるべき姿、地域にとって必要な医師を育てることについて委員から概ね了承されたことが説明された。

本私案に対し、理事より、総合診療専門医に関する委員会で検討すべきであるとの意見がありや、十分に改めて委員会で検討することとなった。

III. 報告事項

1. その他

吉村理事長より、日本がん治療認定医機構からのがん治療認定医の位置づけを明確にするよう要望があったことが報告され、今後検討することとなった。

また、機構認定専門医の標榜認可の進捗について、専門医の更新にも関係してくるので早急に対応するよう要望があがり、厚生労働省と現在も協議中であることが回答された。

監事より、議事内容の確認のために速記録を作成すること、外部評価委員会を設置、開催すること、事務局機能を向上させることが要望としてあがり、速記録については今後議事録案を作成することが決定し、外部評価委員会については委員の選任について検討することとするが、費用面等の問題もあり、当分の間は開催しないことで理事会の了承を得た。

今後の会議予定

- ・第10理事会 平成29年2月17日（金） 17時～18時

以上をもって、本日予定された議事が終了し、この議事内容を明確にするため議事録署名人として監事が指名され、18時30分に散会した。

平成28年1月13日

理 事 長 吉 村 博 邦
吉村 博邦

監 事 今 村 聰
今村 聰